

室蘭市でPCB廃棄物 処理事業が実施 されます

日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）が室蘭市内で進めているPCB廃棄物処理事業について、室蘭市より情報提供がありましたのでお知らせします。



全国各地で行われる PCB廃棄物処理事業

国（環境省）は、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』（PCB特措法）を制定し、20世紀の負の遺産・PCB廃棄物を平成28年までに処理することとしています。

この事業は、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）が実施するもので、すでに東京や北九州など、全国で4つの処理事業が進められています【表1参照】。

道内分のPCB廃棄物の処理について、平成14年5月9日、室蘭市は、①地球環境汚染防止への国際的な取

り組みへの貢献
②同市の工業や交通、研究などの各種基盤を活用した環境産業の拠点の形成に向けた先導的なプロジェクトとなる

③国家事業として、投資、雇用などによる経済波及効果
を理由として、PCB廃棄物処理施設の誘致を表明しました。

PCBとは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、燃えにくい油で電気を通しにくいなどの特徴をもつため、主に電気製品の絶縁油として使用されてきました。しかし、PCBは分解されにくい

ため、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、一定濃度を超えると、慢性毒性としてさまざまな症状が表れます。

昭和43年に発生した『カネミ油症事件』では、ライスオイルの製造時に熱媒体として使用されていたPCBが製品に混入し、それを食べた方が被害を受けました。

▼PCBの特徴・用途・毒性

特徴	①燃えにくい油である ②電気を通しにくい ③安定していて、分解されにくい ④水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい
用途	①トランス（変圧器）、コンデンサー（蓄電器）、蛍光灯の安定器などの電気製品用 ②ノンカーボン紙用 ③熱媒体用 などとして使用されていました。
毒性	慢性毒性の影響として ①体に吹き出物ができる ②手足のしびれや痛み ③月経異常などのホルモン異常 などが表れます。

PCB廃棄物の現状 （長期化する保管）

カネミ油症事件をきっかけに、PCBの毒性が問題化し、国は昭和47年に生産・製造の中止、回収、保管の行政指導を行いました。それから約30年にわたりPCBが

保管され続けていますが、長年にわたる保管により、紛失や漏れなどによる環境汚染が心配されるとともに、PCBを保管している事業者の9割が中小企業という実態から、保管に要する費用負担が大きくなっています。

このような中、PCB処理の国際的な取り組みが求められ、国の主導により処理が行われることになりました。

道内分のほか 15県分のPCB廃棄物を 室蘭市で処理

平成15年2月19日、北海道PCB廃棄物処理事業（平成18年10月処理開始予定）は、国に事業認可され、その施設は技術力や研究機能などの工業基盤を備える室蘭市に設置されることになりました。

その一方で、いまだ処理施設の立地に至っていない東北地方など15県のPCB処理を北海道の処理事業で受け入れよう、同年11月14日、国から北海道と室蘭市に要請がありました。

北海道と室蘭市は、市民説明会での市民意見や議会論議を踏まえ、さまざまな角度から検討した結果、受け入れ条件【表2参照】の承諾を前提に要請を受け入れることにし、3月31日に環境大臣に直接提示し、承諾を得ました。